

「ひろしまの森づくり県民税」及び「森林環境税」の制度概要

令和5年8月16日

税 務 課

	ひろしまの森づくり県民税	森林環境税
税区分	県民税均等割の超過課税	個人への均等割（国税）
徴収方法	個人住民税とあわせて市町が徴収	・個人住民税とあわせて市町が徴収 ・税収は、都道府県・市町村に森林環境譲与税として配分
税 率	個人：500円 法人：標準税率の5%相当	個人：1,000円 ※ 課税開始までは、復興特例措置として同額が住民税に加算されているため、税負担は変わらない。
経 緯	・H18年12月定例会で条例可決 ・H19年度～課税開始 ※ 課税期間は5年とし、事業内容を見直した上で延長。現在は第4期目（R4～8年度）	・H31年度税制改正により法制化 ・R6年度～課税開始 ※ 森林環境譲与税は、「森林経営管理制度」（※1）の導入に合わせてR元年度から配分開始。課税開始までの財源は地方公共団体金融機構の準備金等を活用
目 的	森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するため	森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため
用途区分の考え方（※2）	県民主体の森づくり	市町主体の森林管理
森林整備	所有者の施業意思（※3）がある森林の整備	所有者の施業意思（※3）のない森林の整備
人材育成	ボランティアや地域の森林管理団体の育成活動を支援	市町が推進する森林整備の担い手の育成
木材利用	住宅等の県産材利用による森林資源の利用促進	公共建築物等の木材利用を通じた普及啓発

※1 森林経営管理制度：森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合に、市町が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぎ、併せて所有者不明森林等にも対応する仕組み

※2 用途区分の考え方は、令和4年3月「第4期ひろしまの森づくり事業に関する推進方針」に基づくもの。

※3 所有者の施業意思：自ら施業したり、経費を負担して他者に施業を実施してもらう意思